

事務連絡
令和5年（2023年）1月6日

民間社会福祉施設従事職員育成費補助金担当者様

横須賀市民生局福祉こども部福祉施設課長

令和4年度民間社会福祉施設従事職員育成費補助金の追加申請について

日頃から本市福祉行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、施設従事職員育成費補助金につきましては、今年度の制度改正に伴い、新たに対象となりました事業者のうち、申請手続きをされていない事業者があるため、今年度に限っては追加で申請受付の機会を設けることとしました。

今回、前期分または後期分の申請手続きをされていない事業者を対象に本通知を送付させていただきますので、本補助金の追加申請をされる事業者におかれましては、下記のとおり申請手続きをお願いいたします。

記

1 補助額

【前期】

補助額 = 17,000円（職員1人当たりの単価）× 6月1日現在の対象職員数

【後期】

補助額 = 23,000円（職員1人当たりの単価）× 12月1日現在の対象職員数

2 対象事業

生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の事業を行う施設又は事業所

3 提出書類

(1) 交付申請書

※申請書の担当者欄は必ず記載してください。

(2) 支給対象者名簿（第5号様式）

※対象の非常勤職員については、各人につき、1週間の勤務時間が30時間以上であることを証明する書類（雇用契約書の写し等）を添付してください。

※多機能事業所の場合は、備考欄に職員ごとに届出を行っているサービス名を記載してください。

(3) 請求書

※請求書に本件責任者と担当者の氏名、連絡先を明記することにより押印（代表者印）を省略できます。

(4) 委任状（請求者と異なる名義の口座に振り込む場合に必要です。）

申請書類については、障害福祉情報サービスかながわにも掲載しています。

【対象職員数の算定について】

- (1) 対象職員は、賞与が支給されている職員のうち、前期分は6月1日現在の在職者、後期分は12月1日現在の在職者であり、かつ1か月以前に採用されている者としてします。
- (2) ただし、次のいずれかに該当する者は、算定の対象から除きます。
- (ア) 施設の長であって法人の代表者を兼ねる者及び個人の経営する施設の長であって経営者を兼ねる者
 - (イ) 支給日現在までに退職した者及び支給日現在休職等により給与の支給対象となっていない者
 - (ウ) 1年未満の期間を定めて臨時に雇用されている者
 - (エ) 1週間の勤務時間が30時間に満たない者
- ◆実績報告のご提出後、前期分及び後期分の実績報告書と給与台帳とを照合し、賞与支給日に補助支給額（前期17,000円・後期23,000円）以上の賞与が支給されているかを確認させていただきます。
- ※実績報告の際に、賞与支給日についてもお伺いします。

4 提出期日

令和5年1月31日（火）

5 提出方法および提出先

郵送または電子メールにてご提出ください。

〒238-8550 横須賀市役所 福祉施設課 障害施設係

Eメールアドレス

wf-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp

6 その他

本年度の制度改正に伴い、今年度に限り補助金の申請案内を郵送させていただきます。

次年度以降の案内につきましては、障害福祉情報サービスかながわ（通称：らくらく）を使用した一斉送信メールにより申請案内を行います。

皆さまのご理解とご協力のほどお願いいたします。

事務担当

横須賀市民生局福祉こども部福祉施設課

障害施設係 安倍 長島

電 話：046-822-8244

F A X：046-822-2411

メール：wf-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp